

報告 1 営業路線「中津川線」及び「蛭川線」の廃止に伴う代替手段について

1. 概要

令和 2 年 3 月 25 日、東濃鉄道（株）より営業路線「中津川線」及び「蛭川線」の廃止申し出があり、その対応方策を本年 6 月より岐阜県、中津川市、東濃鉄道（株）及び恵那市の 4 者にて協議を進めてきました。

協議の結果、廃止の代替手段を下記のとおりで対応していくこととしましたので報告いたします。

2. 経緯

R2.3 営業路線の廃止の申出を受理

4～ 存続に向けた検討・調整

6～9 岐阜県地域公共交通協議会中濃・東濃地域分科会小部会にて
対応方策を協議

3. 協議結果

(1) 中津川線

恵 那 市 廃止を承諾するが、若干の利用者がいるため、廃止に伴い影響が生じる大井町地区の一部を、営業路線「恵那峡線」の回送バスを実走バスに変更して、利用者に影響のない対応とすることを条件とする。

中津川市 廃止を承諾するが、若干の利用者がいるため、中津川市及び恵那市の一部の区域を、廃止代替バスとして、坂本三坂線を新たに運行することとする。

(2) 蛭川線

恵 那 市 蛭川方面への利用者がほぼいないこと、廃止に伴い影響が生じる大井町地区の一部は、営業路線「恵那峡線」で対応することが可能であると判断して、廃止することを承諾する。

中津川市 廃止を承諾するが、若干の利用者がいるため、中津川市及び恵那市の一部の区域を、廃止代替バスとして、蛭川地区コミュニティバスを新たに運行することとする。

3. 実施時期

令和 3 年 4 月 1 日

4. その他

(1) 本市における協議事項

東濃鉄道（株）の営業路線の廃止等は、本市の地域公共交通会議での協議は要せず、岐阜県の地域公共交通協議会において協議が必要となります。一方、中津川市による路線の新設は、市を跨ぐ運行となることから、本市と中津川市でそれぞれの協議が必要となるものであります。

(2) 今後の予定

令和3年 1月 岐阜県地域公共交通協議会幹事会にて廃止路線等の協議

